

しが介護職員定着等推進事業者登録要綱

改正前	改正後
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 登録資格を有する事業者は、第1号から第7号まですべての要件を満たす事業者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護職員処遇改善加算 I</u> を算定していること。</p> <p><u>(3) 介護職員等特定処遇改善加算を算定していること</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p>① 介護職員チームリーダー養成研修や認知症ケアにかかる研修、介護福祉士実務者研修、滋賀の福祉人研修・介護人材育成研修など、介護職員の資質向上に向けた研修の受講支援制度（代替職員確保含む）や複数事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度を有している。</p> <p>② (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 登録資格を有する事業者は、第1号から第6号まですべての要件を満たす事業者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算 I または II</u> を算定していること</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>(3)</u></p> <p>① 介護職員チームリーダー養成研修や認知症ケアにかかる研修、介護福祉士実務者研修、滋賀の福祉人研修・介護人材育成研修、<u>えにしアカデミー</u>など、介護職員の資質向上に向けた研修の受講支援制度（代替職員確保含む）や複数事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度を有している。</p> <p>② (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>

(7) (略)

第3条～第7条 (略)

(6) (略)

第3条～第7条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、令和7年3月31日までの間、既登録事業者においては、第2条(2)に関わらず、なお従前の例によることができる。